

認定・認定更新について Q&A (2022年版) 2022.4.1 更新

Q1	認定更新申請のために必要な書類とは何でしょうか？
A1	<p>講習会VIの修了証と日本歯科衛生教育学会の受講証（各2回分）と残り4単位の受講を証明する書類（修了証・領収証など）のコピーをお送りください。</p> <p>なお、認定更新申請の際、最新の認定証・認定更新証のコピーを添付することが、認定規程第6条に明記されておりますので、こちらも忘れずにご提出ください。</p>
Q2	認定更新の年度を忘れてしまいました。どのように調べればよいのでしょうか？
A2	<p>認定証（または認定更新証）に認定有効期間が掲載されておりますが、お手元がない場合は全国歯科衛生士教育協議会の事務局までお問い合わせください。</p> <p>また、毎年12月に郵送の認定更新のご案内にも認定番号を掲載・通知しております。同じご案内はホームページに掲載し、メーリングリストでもお送りしておりますので、併せてご確認ください、認定更新申請をお願いいたします。</p>
Q3	認定更新を忘れてしまいました。もう一度講習会Iから受講するのでしょうか？
A3	<p>1年～3年間の失効期間であれば、講習会Vを1回受講してください。受講後に認定更新の申請をすることができます。ただし、必ず失効した理由書を一緒に提出してください。</p> <p>3年間以上の失効期間の場合については、認定委員会で個別に協議をすることとなります。</p> <p>いずれにしても、一度事務局までお問い合わせください。</p>
Q4	専任教員に再び復帰しました。ブランク期間中は更新期間に入りますか？
A4	<p>認定後に専任教員を退いた場合、ブランク中の年数はカウントしません。再び専任教員に復帰したのち、単位数を満たしていれば認定更新を申請できます。認定更新申請の際、必ず所属機関よりブランクがあった旨の説明文書および勤務証明書、離職証明書など離職したことを証明できるものを添付の上、申請をしてください。</p> <p>なお、「ブランク期間」とは産休や育休、海外留学や新設校への移動など、あくまでも『年単位のもの』を指し、短期間の入院などは該当しませんので、ご注意ください。</p>
Q5	認定更新の取得単位は何単位でしょうか？
A5	<p>令和3年3月（2021年3月＝令和2年度申請）からは新規適用となり、取得単位は20単位（内、必修単位16単位）となります。認定更新の該当者には、案内文書と一緒に該当する取得単位表を送付いたします。</p>
Q6	認定更新を申請したいのですが、所属の変更に伴いまだ会員校ではありません。どのように申請をすればよいのでしょうか？
A6	<p>認定・認定更新申請は、所属する学校名での申請が原則です。所属校が全国歯科衛生士教育協議会に入会した時点で認定および認定更新をしてください。</p>
Q7	所属する学校が閉鎖となります。認定期間を前倒して認定更新申請はできますか？
A7	<p>学校閉鎖などの諸事情により、早めに認定更新をしたい場合も単位数を満たしていれば申請することができます。そのため、早めに単位を取得しておくことをお勧めします。</p>
Q8	認定更新申請書類の必須単位数の記載はどのようにすればよいのでしょうか？
A8	<p>認定更新の必須単位数は16単位です。講習会VI（基礎講演と臨床講演）の2講演聴講で5単位、同時開催の日本歯科衛生教育学会の出席で3単位、合計8単位×2回（2年分）の受講が必須となります。なお、聴講の証明については講習会VIの講習修了証と日本歯科衛生教育学会の受講証のコピーをご提出ください。</p>

認定・認定更新について Q&A (2022年版) 2022.4.1 更新

Q9	日本歯科衛生教育学会以外の学会への参加は、海外の学会でも良いのでしょうか？
A9	認定更新期間内に開催された学会であれば、海外の学会でも認められます。企業主催の研修会は単位として認められません。判断が難しい場合には認定委員会で判断することになります。学会参加を証明する参加証や入金確認票（コピーもしくは原本）などを添付して申請してください。
Q10	日本歯科衛生教育学会への参加を証明するものとして、『倫理講習会証明書』を使用しても良いのでしょうか？
A10	倫理講習会証明書は学会参加を証明するものとして使用できません。参加された学会参加証（コピーもしくは原本）を使用してください。
Q11	昨年度、認定更新申請を行いました。が、単位数不足により認定更新が認められませんでした。本年度、①不足分の単位を取得、②ペナルティの講習会Vを受講、③失効理由書を添付の上、再度認定更新申請を行い、認定更新が認められました。次の認定更新は、5年後になるのでしょうか？
A11	次回の認定更新は、1年間の認定失効期間を差し引き、4年後となります。この場合は認定証の「認定有効期間」も4年間となりますので、あわせてご確認ください。